

労働者派遣事業の6月1日現在の状況

【業務統計】

【実施機関】

厚生労働省職業安定局職業安定局 派遣・有期労働対策部需給調整事業課

【概要】

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）は派遣元事業主に対し、6月1日現在の運営状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するよう定めている。例年9月頃に速報が、さらに翌年1月頃に確報が発表される。速報版は、確報によって数値が改められる。

【主な集計事項】

派遣業の種類（一般、特定）の別、従事する業務の種類（専門26業種、製造業務、その他）別、常時雇用・常時雇用以外の別の派遣労働者数等の統計がある。‘派遣労働者数’の内容が異なる。

（平成25年11月更新）